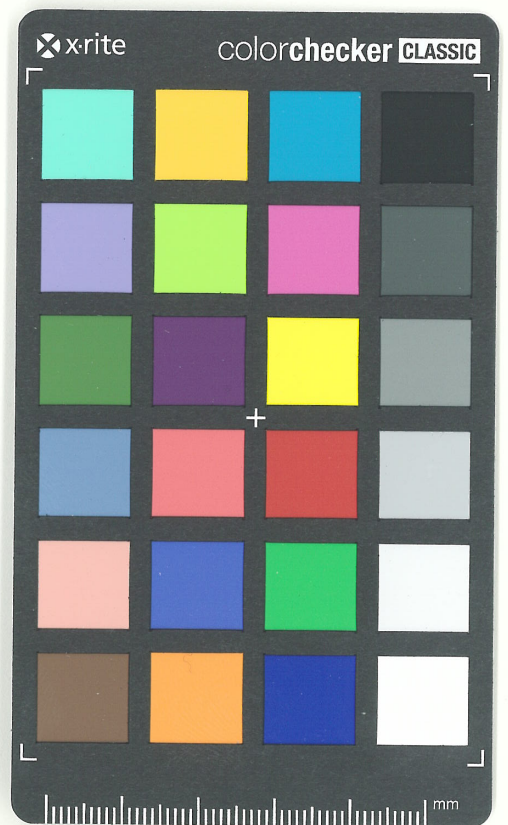


昭和四十九年
（七月三十日開会）
第二回臨時会
（七月三十日閉会）

日野市議会議録
（第三十三号）

日野市議会



昭和四十九年
第二回臨時会

日野市議会議録目次

○七月三十日(第一日)

午後一時三十二分開会

午後五時十四分閉会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	3
開会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
災害に関する報告(市長)	6
災害報告に関する質疑	9
(議案上程)	
議案第九〇号 日野市衛生処理場管理棟(仮称)新築工事請負契約の専決処分の報告承認について	23
議案第九一号 日野市三沢七二四番地、日野市程久保四二七番地先間送配水管新設工事及び消火栓設置工事請負契約の締結について	24
議案第九二号 日野市立第八小学校増築工事請負契約の締結について	24
議案第九三号 日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結について	24
議案第九四号 日野市立日野第三小学校増築工事請負契約の締結について	24
議案第九五号 日野市立兩平小学校屋内運動場新築工事請負契約の締結について	24
議案第九六号 日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結について	24

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	前川恒雄
収入役	市川晴夫
企画財政部長	加藤一男
総務部長	杉本好次郎
生活環境部長	松村清栄
市民部長	赤松行雄
建設部長	篠崎美雄

都市整備部長	中島武男
福祉部長	田中若一
水道部長	成井正夫
教育長	倉又秀作
教育庶務課長	落合豊
秘書課長	小山哲夫
安全対策課長	大谷俊夫
管財課長	伊藤正吉

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	田倉高光
書記	朝倉敏夫
書記	鈴木晴彦

書記	川上輝子
書記	深海弘子
書記	安原清美

議 事 日 程

昭和四十九年七月三十日(火)
午後一時開会

会議録署名議員の指名

会期の決定

一、議案第九〇号 日野市衛生処理場管理棟(仮称)新築工事請負契約専決処分の報告承認について
二、議案第九一号 日野市三沢七二四番地、日野市程久保四二七番地先間送配水管新設工事及び消火栓設置工事請負契約の締結について

三、議案第九二号 日野市立日野第八小学校増築工事請負契約の締結について
四、議案第九三号 日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結について
五、議案第九四号 日野市立日野第三小学校増築工事請負契約の締結について
六、議案第九五号 日野市立南平小学校屋内運動場新築工事請負契約の締結について
七、議案第九六号 日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結について
八、議案第九七号 日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結について
九、議案第九八号 日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結について
十、議案第九九号 日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結について
十一、議案第一〇〇号 日野市三沢七二四番地、日野市程久保四二七番地先間送配水管新設工事及び消火栓設置工事請負契約の締結について

(総務委員会審査報告)

一〇、議案第一〇一号 日野市三沢七二四番地、日野市程久保四二七番地先間送配水管新設工事及び消火栓設置工事請負契約の締結について
一一、議案第一〇二号 日野市立日野第八小学校増築工事請負契約の締結について
一二、議案第一〇三号 日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結について
一三、議案第一〇四号 日野市立日野第三小学校増築工事請負契約の締結について
一四、議案第一〇五号 日野市立南平小学校屋内運動場新築工事請負契約の締結について
一五、議案第一〇六号 日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結について
一六、報告第八号 日野市日野七七四番地先市立第四小学校前中央高速道路路内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について
本日の会議に付した事件 日程第一から一六まで

午後一時三十二分 開会

○議長（大下博君）

これより昭和四十九年第二回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下博君）

御異議ないものと認め、七番板垣正男君、八番欠席のため九番林重義君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定については、まず議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）

先日、議運において検討いたしました結果について御報告いたします。臨時議会の会期は、今日一日でございます。よろしく御協力をいただきたく思います。初めに過日発生いたしました土砂崩れの件につきまして、理事者側から報告をいただきます。それが終わりました。質疑があれば質疑を行なった後、今日予定されました議題に入るようになります。即決ということもありましたけれども、一応委員会を今日開催いたしていただきまして、委員会での審査を行なって、そして本会議で報告していただく、こういうことで各会派意見の一致を見ましたので、付託された委

員会においては、本日委員会を開いていただきまして、御審査をしていただきたいと思います。予定された時間内に今日の議事日程をすべて終わりたいとこのように考えておりますので、よろしく御協力いただきたいと思います。以上議運での決定について報告いたしました。よろしく御審議をお願いします。

○議長（大下博君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

災害報告について、市当局の説明を聞いて質疑があればと言われましたが、意見の場が必要だと思いますが、そのことについては、どう扱うか、議会運営委員会ではどうされたか、議長はどうするつもりか、それをお伺いします。

○議長（大下博君）

委員長。

○議会運営委員長（板垣正男君）

質疑の後、御意見があれば出していただけたらよろしいんではないかと思えます。

○議長（大下博君）

御異議ありませんか。剣持佐吉君よろしいですね。

○十一番（剣持佐吉君）

議長がそう扱うというんならけっこうです。

○議長（大下博君）

今、議運の委員長の発言のとおりを考えております。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり進めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下博君) 御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

それでは過日の災害についての報告を市長より求めます。

○市長(森田喜美男君)

去る七月二十一日未明に発

生いたしました市内の災害事故のことにつきまして、その概要の報告をし、合わせて当日出勤していただきました消防団、警察関係、並びに議員各位に対しても、御礼を申し上げたいと思います。なお、この事故によって仏政されました青木さんの御長男に対しても慎んでその霊に対し哀悼の意を表したいと思ひます。御承知のとおり、今年の梅雨はたいへん長期に及びかつ集中豪雨を全国あちこちにもたらしたわけでございますが、その梅雨明けの間際になりました、当市内におきましても、集中豪雨が襲うところとなりまして、七月二十日の夜半から七月二十一日の未明にかけて、総雨量一〇〇ミリを小々オーバーするぐらいな雨が降ったわけでございます。これまでこの雨水に伴います災害は市内におきましては、溢水あるいは床下浸水等の範囲でそう大きい土砂崩れという事故はなかったのでございましたが、不幸にして当日は、二十一日の早曉と申しましようか、三時半ごろ日野坂の途中にあります高速道路と

あるいは関係地主、権利者との合議の中で善処をまいりたい、というふうに考えております。以上をもちまして災害の概要を御報告申し上げ、詳細につきましては、担当者より御報告をさせていただきます。以上であります。

○議長(大下博君)

ただいまの報告について、御質問があれば承ります。

(「詳細な説明してもらった」と呼ぶ者あり)

○議長(大下博君)

詳細説明が必要ということですか。それでは谷議員の質問はちょっとお待ちください。

それでは関係部長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(杉本好次郎君)

若干重複するところが

あるかもしれませんが御報告をいたします。この日野新坂がけ崩れ災害被害等の報告、事故発生の日時は、四十九年七月の二十一日、午前三時二十八分でございます。場所としては、日野五五九四番地、日野坂国道二十号線の中央日野坂八王子寄り左側でございます。事故の推定といたしましては、長雨と集中豪雨によるがけ崩れ、気象の状況ですが、七月の二十日午前九時より七月の二十一日午前五時までの雨量は一〇・三・五ミリであります。事故発生前後の一時間の雨量は二一・五ミリに達しております。日野桑園調へでございます。被害を細かく申し上げますと、人的被害は、死亡されました祿郎長男、青木俊晴君十六歳でございます。私立八王子高等学校

の交差点のやや西方の上りにあたりましては、左になるわけでございますが、あの地点におきまして、土砂崩れが発生いたしました。そのために、家屋が二戸全壊に近い状況になり、またその一戸は半壊といえるような被害を受けたのでありましたがその時に不幸にして青木さんの御長男、高校生でありますところの青木俊晴さん十六歳がその土砂崩れによる一部家屋の損壊によりまして、たいへん痛ましい、お亡くなりになる事故が発生をした状況でございます。この事故につきまして、市としては、まず罹災をされた方々に対します救援措置、それから土砂が相当量崩壊をして、その家屋を圧迫する状況に、一部の家屋を圧迫する状況にございますので、その土砂の搬出作業、それから合わせて事後をどう処理するかということにつきまして、今、全力を注いで取り組んでおります。それから仏故されましたあるいは罹災されました方々に対しましては、とりあえず災害弔慰金の支給に関する新しい法律に基づきまして、弔慰金を差し上げ、かつまた、市の規定に基づきます災害見舞金及び災害見舞金の支出を行なって、それから、家屋、住まいにつきまして、二戸の方に対しましては、市営住宅、並びに都営住宅の提供を急遽行ないまして、一応の措置を行なっている状況であります。なお、今後の措置につきましては、十分原因も解明し、合わせてその箇所の災害防止、今後の災害防止ということに十分意を払いまして、東京都の指導も仰ぎながら、

の二年生、物的関係の被害でございますが、家屋といたしましては、青木祿郎方、これは全壊に近い状態、木造平屋建ての五二平方メートルでございます。家族といたしましては、祿郎さんはじめ四名になります。それからその東隣の伊藤武雄さん方は家屋全壊に近い損傷、木造平家建て一部二階建てでありまして、七六平方メートルでございます。家族といたしましては、武雄さんほか四名。それから同一家族で長女の家族がいます伊藤陽子さんほか三名の方、合計伊藤家では九人になっております。その西隣りの青木さん、その西隣りの中島高明さん方は一部損壊でございます。木造二階建てアパートでございます。四世帯が入居しているアパートであって主として学生が入っております。その後の処置ですけれども、この処置といたしましては土砂の搬出あるいは災害対策関係でございますが、これらについて直後がけ崩れ土砂の除去、これは二十三日から連日実施いたしております。その内容は六日間、昨日現在で六日間でございますけれども、それを累計いたしますと技工関係と作業員を含めて百人。トラック、四トン車が十二台、二トンドンプが十二台、コンプレッサ六台、その他ベルコンとかブレーカーとかビックとかそれらがそれぞれ始動されて、それだけを用意しております。さらに今日も執行をしております。それからさきほど市長からありました地主との協議交渉と申しますか、それらについては二十一日地主に来ていただきましてそれぞれ対

処したわけですが、その後連絡をいたしましたのがなかなか来ていただけませんでした。そういうようなことから都の西部事務所にも連絡をとりまして都から勧告を出していただきました。その勧告の内容については次のとおりでございます。

「七月二十六日付。西部建築指導事務所長、萩原静。相手先八秀興産株式会社、代表取締役土井基殿。崩壊したよう壁について（勧告）。あなたが所有する日野市日野五五九四〇五の土地に存するよう壁の崩壊により不測の大事をひき起したことはまことに遺憾であります。すみやかに下記の措置をとることを勧告します。記一、上部宅地からの雨水の流入防止。二、崩壊面をシート等で覆い二次崩壊の予防措置。三、木杭、鋼杭、せき板等で仮土留を堅固に設置するとともに、崩壊した土石の搬出。四、中段敷地の応急排水措置。五、適法なよう壁を所定の手続を経て設置する。」以上の勧告を出していただきました。そこで付け加えますがその地主の住所氏名でございますが、渋谷区松壽町一の六、八秀興産、代表取締役土井基、国立市谷保七二一七連絡先でございますが、藤森茂夫、本籍等は北海道の八木浜です。この二人の方がそれぞれ土地関係を開発しようという計画の直前であったようであります。この二人の方の共同処理と申しますか、そういうこの用地でございます。さらにその勧告をしていただきましたが、なかなか参りません。市は罹災者のため百方手段を尽くして事に対処しなければなりません。

団地が空いておるといふ状況からそれぞれ都にも入居方のあつせん努力をいたしまして、昨夕許可をされました。したがって今夕から今日からか、あるいは明日からか、その都営住宅に入居できるということになっております。その他弔慰金等でありまして、これについては市長からお話がありまして、とりあえず五十万円の弔慰金を差し上げてあります。これらの処置につきましてはまた後刻いろいろと御了解事項もありまして、とりあえず暫定措置として弔慰金の五十万円、その他基準に従います見舞金を差し上げると、御霊前等も差し上げる。さらには当日第七機動隊の立岩巡査が怪我をいたしました。調布の病院に入院されておりますので見舞金をお届けしてお見舞いをいたしました。大まかなことでございますが、この程度で御報告にかえさしていただきたいと思います。終わります。

○議長（大下博君） ただいまの報告について質疑に入ります。滝瀬敏明君。

○二番（滝瀬敏明君） 今の御報告の土砂崩れの問題ですけれども一〇〇ミリ以上というふうなことでまにみない雨量関係で、これは人災か天災かという問題になりますと今お話のように法政大学の教授さんをつたうて調査をするんだというふうなお話があったわけですが、私はこの問題に関連いたしました神明上の区画整理の問題、これは区画整理によって被

したがって地主と協議できるまで処置を続行する方針であります。幸い今日十時市に出向く予定だという電話を昨日二十九日に接しました。しかし議会等のため本日はということであすに伸ばしたわけですが、あすは向う、先方がぐあいが悪いということ、八月の一日の十時に来庁する旨約束をしてあります。だからその席次つ込んだ協議に、さらには都、西部事務所からも立ち合うよう要請をいたしました。

次に原因の調査でありますけれども、一応市としてもコンサルタントをするということで踏み切りまして、その原因をさらに調査を続けるべく、次の方に調査方を依頼いたしました。法政大学の教授、山門明雄氏に調査を委託しました。今週中には調査が終了し、結果が出る予定でございます。そのほか急務につきまして当日からそれぞれ朝食やあるいは避難方やら住宅のあつせんやらそれぞれを実施をいたしました。その住宅あつか配慮できるであろうということから青木祿郎さんの処置をいたしましたわけでありまして、青木祿郎さんはいろんな関係から入居が辞退されております。隣りの伊藤武雄さん自治会の組長であります、この方の家族はさきほど申し上げましたとおり九人家族で二世帯になっておりますから武雄さんの年寄りのほうを市営住宅に仮入居を二十一日の午後、その家族が市営住宅に入居を終了いたしました。その後都の姥久保の

害をこうむるといふような状態が各所にあるわけでありまして、たとえば万願寺地区とか宮の地域、あるいはこの下川原の地域はいずれにいたしましても神明上の区画整理によってその排水が満足になされていない、こういうことが一番の問題であるかと思ひます。この土砂崩れにいたしましてもそういうことが必ずしもなかったということはないと思ひます。そういう意味で区画整理による被害、こういうことがさきほど申しましたように非常にあるわけでありまして、こういうようなことをどのようにか考へているか、まず市のほうで排水問題ですね、それに対するどういふような計画で、計画なされているようですけれども、これは早急にそういう問題を解決しなければ、そのような土砂崩れの問題、各所にあるわけでありまして、それを解決するということとはなかなかできないと思ひますから、そういう意味でこの問題に対してどのように考へていらっしゃるか御質問いたします。

○議長（大下博君） 都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君） お答えいたします。

ただいま区画整理上の工事の過程の中で被害が起きているというふうな御指摘がございました。これは全体的に申しまして神明上、神明上と申しますが神明上のみならずかなりの被害は確かにございます。ただ問題になりますのは排水路の問題でありまして、その排水路につきましては前々から申し上げまし

たように神明上の都市下水路この問題をいろいろ難関がございました。こういう問題を解決して早急に末端の皆さま方の被害を最小限度に食い止めるという考え方で進めておりますが、これより以上にまたこれも関連いたしまして、日野のまず排水溝の問題を考えますと、万願寺の区画整理、これも区画整理と関連ありまして神明上とも関連あります。まず用水路の改修をやるについてもこのままやっていきますと、次の段階で区画整理どっちが先になるかと申しますと、やはり区画整理からやっていかなきゃならないだろうと、そういうふうに考えております。したがって現任区画整理の万願寺の区画整理についてはかなり着詰まっております。これも地元一回、これは非公式でございますが、各中心の方々に区画整理の是非についても一度今確かめてあるわけでございますけれども、それをそうこうしているうちにこういうふうな大きな雨のために被害が出てきたと、たいへん申しわけないとは思っておりますけれども、まず排水溝を何とかして造らなければならぬということが先決問題ではないかと思ひますし、まあ暫定的にやるということならば用水の改修もございすけれども、これも二重投資のような現状になりますので、できるならば区画整理を実施したいとこういうことで事務当局としては鋭意努力をしておるわけでございます。特にまた神明上の問題では今回の被害、それから毎回被害がございすけれどもオリエントの前、それから万

願寺宮の神社の前、それからその下のほうの万願寺地区、それぞれ御存じのように用水は本来なら田んぼの用水でございますので、田んぼを潤うために用水ができた。濁汚しております。そういう関係で普通の水であれば濁汚ではございませんが、今回のような大雨になりますと濁汚していることも一つの原因となりましてそして付近に御迷惑を掛けたというのが今回だったろうと思ひます。そういうことを少しずつ改善してきていってはおりましたが、今回のような大雨については具体的に本当にお手上げの状態だったと、まあ早急に区画整理を完成させることと、次の段階に排水溝の口をあげるということがまず大きな名目ではないかと、こういうふうに考えております。

○議長（大下博君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

確かに区画整理、万願寺の区

画整理を解決しないと神明上のほうも解決していかないんだというふうな議論はもう私が議員になってから四年も五年も言われているわけですよ。それで仮に万願寺の区画整理がすぐ始まるにしても完成するには十年かかるわけですよ。十年から十五年かかるわけですよ。その間もう少しの夕立ちとか三〇ミリから四〇ミリの雨でもう各所の水路というのは氾濫しているというふうな状態があるわけです。この地域の人たちはこの区画整理を待ってられないというのが今の現状じゃなからうかというふうに思うわけです。したがって区画整理を待て

ば確かにいい排水路もできるしということの考え方は市のほうの考え方であらうと思ひますが、それを待っていたんじゃ災害に合う人はしょっちゅう合っているというふうなことではなからうかというふうに思うわけです。非常にこれからもまたすぐ八月九月になりますと台風時期に入っているわけでございます。ぜひそういうその区画整理ということじゃなくてその災害からすぐ道をぜひ考えていただきたい、こういうふうに思うわけであります。それで神明上の整理の問題で排水路が各所で行き止まりになっているというのが状態であります。こういうものは早く解決をしていかなければ、これはどうにもならないというふうに思ひますけれども、その辺をどういうふうに進めていくか。その辺の考え方をひとつお披露願ひたいと思ひます。

○議長（大下博君）

都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）

お答えいたします。

毎回同じようなことを申し上げたいへん恐縮でございますが、神明上の排水につきましてはこの六月に日野駅の西側に出るところの工事がようやく昨年十月以降物価の上昇、その他関係で入札が遅れておりましたので六月に入札が済みました。東鉄工業が落札をいたしております。そこで来年三月までにやる。いわゆる日野駅の西のところまではつながつてまいります。そうすると一カ所の今まで残っているところの神明上の実践女学校の東側のところは一応被害がなくなってくるだろうと思ひます。

ただししかしそれが今度はこの日野用水に入つてまいります。そ

こでこの対策といたしまして日野一小の西側に今も日野用水の分岐水路を造りまして、現在まだ口はあいておりませんが、それはこの八坂神社の裏にある日野用水の川底と約六〇センチ違いますので、この下排水路の進行と相まちましてしてつなぐという考え方でございます。ただ問題になりますのは、神明上都市下水路の今朝ヶ島の排水溝の問題でございますが、これは前にも申し上げましたように、市道八号線が昨年の十二月に認定を受けまして、まずこの道路を拡幅いたしましたして、立川の南口に通ずる道路、拡幅工事を行ないまして、その工事拡幅と同時にあそこに排水管を入れるということを地元の自治会長の方に御説明いたしまして、一応拡幅についての了解は一応受けっております。了解がついておりますので、八月中旬にこの拡幅の説明会を行ないたい、こういうふうに考えております。これが基本の設計ができますと、買取面積、その他できますので、それによって今度は都道でございますが買取をしますと、市でやることはないと、都が買取していただいて工事は当然都がやります。その中に市の神明上の排水管を入れる、こういうことで進めているのが現状でございます。神明上区画整理地内の排水路については以上のようなことでございます。

○議長（大下博君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

今、西側と言いましたね。日

野駅の周辺、明星大学の周辺、あの辺の問題はそれで解決するように思いますが、この下のほうの問題、こちらのほうの下のほうの問題の排水路、これはどのように考えておりますか。

○議長（大下博君）

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）

区画整理事業によっておこる排水、こういうものが市の一般財源で全部まかなえるか、こうなりますと目的税との関連もありますので、一般財源との限度もある、こういうことでやはり宅地造成の場合でも並行して地区外排水というのをやるということはもっとも必要だけれども、こういうことがアンバランスのために上のほうはできまされども、下流のほうが水の被害が起きる。これを市の土木なり建設のほうで請け負ってどうするか、こういうふうになりましますとこれまた市街化区域の中に農業、水田なり陸田がある、こういうことで灌漑用水ですから、高い田んぼから順次低い田んぼに灌漑をするように道路あるいは水路構造がなっているわけです。ところが排水ということになりますと、深くすればもちろん排水がかなうわけですけれども、それでは従来の目的が達成できない、こういうなかなかむずかしい問題が相はらんでまいります。ただ排水ということだけでは片付かない非常にむずかしい問題がありますので、これらについて即神明上の区画整理に対するその他もろもろの排水も即すぐに解決するということはなかなかむずかしい。したがって現在のところ最も

ネックにある箇所、こういうものを部分的に排水をする、非常に姑息な手段でありますけれども、そういう手段よりほかに方法がないということで、部分的に最も水がよどみ、入水を妨げる、こういう地点についての排水を順次重ねてまいりたい。もちろんこれにも限度がありまして、二重投資にならないように区画整理の手法による計画があるならば、その計画に添ったような、いわゆる護岸なりそういうものについての考えを入れて排水をいたしたい、こういうふうに考えております。

○議長（大下博君）

滝瀬敏朗君よろしいですか。それでは谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君）

後になりましたので多少重複する箇所もあろうかと思えます。私は簡単に質問させていただきます。私の質問内容は水による被害を主として聞きたいと思えます。今年に入ってからすでに数回にわたり市内各所に起きている各災害に対して市長並びに担当理事者はどのように考え、またどのような手を打とうとしておられるのか。もうすでに数年来の浸水事故なので慢性化してしまっており、このくらいしかできないんだという観念で対処しておられるのか。なるほど感心できるのは水の出るたんびに土壌が少しづつふえておるといふ時点でございます。こんなことではもうすでに住民感情は限界にきているんではなからうかと思われまします。何といってもそれらの中で谷仲山自治会と申しますが、この地区においてはこれは神

明上の区画整理がもたらした、いわば人災でございます。これは明白の事実でございます。現況をみまするに、国をあげて福祉、福祉と宣伝しておりますが、自治体として至急にやらなければならぬ、こういったことをほったらかしてそれですとすれば、やはりその地域の住民は自衛手段を取らざるを得ない、このように考えるわけです。なぜならば今年当初予算をみても決して満足するような予算ではなかったわけでございます。これによってこの被害を救済すべき予算とは私どもとしても受け取りがたい事実でございます。全く乏しい限りでこんな予算で何ができるんだとほんとにいいえいくらいでございます。それらをふまえて市長の明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（大下博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

従来は水をたたえる田んぼの状態です。雨というものを迎えておったわけですが、それが都市化に伴い、また宅地造成あるいは区画整理等に伴いまして、市内に大きな治水上のといえますか、水始末の観点からみまされ非常に大きな変化が生まれておると、こういうふうにいえると思っております。したがってやはりこれは順序を経て抜本策は抜本策として考える、それから応急対策は応急対策として処理をしていくというふうに、そういう一応のルールはあるわけでありまして、特に神明上の水始末といえますか、これは

まだ整っていないわけでありまして。各地でその管渠等も分断をされております。したがって集中豪雨等にちかちかに迷惑をかけておるといふ現実はまだに御指摘のとおりであります。したがって一つにはやはり本格的な都市下水路を確実に整備をしていくということが抜本的な対策の一つであるというふうに考えております。今、担当部長が御説明をいたしましたとおり神明上都市下水路につきましてはいろいろな条件を整えつつ、また住民の方々の御理解をいただきつつだんだん条件は整いつつあるというふうに感じております。なおこれらにつきましても一その促進を行ないまして抜本的な対策をひとつなるべく早く完成させる。それから当面の、この間も実はちょうど現地で谷議員さんともお会いをしたわけでありましたが、山下通りの溢水の現状がございまして。これも多少これまで昨年からさ上げ等あるいは家につなごうとあります。これも多少これまで昨年からさ上げ等ありますけれども、やはり今年の雨水に対しては弱体であったということも露呈しております。これにつきましても技術的にみましても部分部分を手当てをすることによって、要するに水はけをよくするということがはっきりしておりますので、それらにつきましてひとつさく今後の処置を行なっていくたい、こういうふうな考えております。決して水のこと、あるいは都市整備のこと、これは福祉というのは単に何かに対して直接的に何かをサービスをすればそれが福祉だというふうには

考えておりません。生活の基盤でありますこの町づくり、都市条件の整備を行ない、排水、道路、交通あるいは宅地のたたずまい、これらを根本的にやはり水に心配のない、あるいは災害に強い、こういう町づくりをすることが基本的な福祉の拠るべきところであるということについては全く同感でございます。今後、従来もそうありますが、今後も一そう努力を傾倒してまいります、この気持でございます。

○議長（大下博君）

谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君）

おことはでございますが、言うはやすく行なうはかたし、そういったことが昔の人がまことに名言を残しております。ただいまの答弁、まことにありがとうと言いたいところでございますが、市長はまさか言い放してはもろんないでしょう。神聖なこの議会答弁を行ないながらも再三不実行を繰り返して、平然としていらっしゃるので、私さらにまた強く質問するわけでございます。そういったことで非常に不名誉なこともあり、私も市民代表は戸惑いを感じております。例を挙げるならば当時議員であった市長は豊田ボウリング場の問題を取り上げ、あれだけ議会を沸かせ、激しい追求を続けておりながら、途中で豹変、挫折してしまっただけです。裁判結果にしてもまことに粗末といたいくらい、こいつは何かあったんじゃないか、私も思っておったわけでございますが、当然平山台区画整理の減歩問題が出てまいったわけでござ

いますか大きな問題にならなければけっこうでございますがそれやこれや思い浮かべますとどこまで信じてよいやら、ぼんとうに心配するのは当然だと思います。そこで前市長をほめるわけではもろんないませんが、多摩平の六丁目の一画でございますが、かつてやはり数年非常に水浸水による騒ぎがあったわけでございます。それにつきましても前市長一早く手を打ちまして、みごとにこの問題を解決したわけでございます。もちろん相当な資材を費したわけでございますが、その辺をよくよくお考えになりまして、適切な処置をお願いしたい、このようにお願いする次第でございます。

そこでどうでしょうか。従来、市当局でお考えになっていらっしゃる用水ほりの利用方法でございますが、これを人災による水禍からやはり守っていくには非常に無理があるのではなからうか、かように存する次第であります。そこで当市を真二つに中斷しております中央高速道路、この側道がございます。これを利用して排水管の設置をしたらどうか、このように考えておるわけでございますが、もうすでに用水路に頼るというのは限界にきております。いかに直そうと多少の利はあってもそれほど効果はなからう、今の現状ではそのように考えられるわけです。もう数回私もこの出水騒ぎは身を挺して現地を見て回っております。そういう中でこういうような考えが出るわけでございます。その点どのように考えていらっしゃるか多

少は住民のためにも、また非常に市長も先日はわざわざ洪水の現地に来ていただいて、つぶさに見ていただいたわけですが、やはり雨のたんに市長さん及び住民の方がこのように悩み続いておりますので、ほんとに思い切った抜本策こそもう必要ではなからうかと、このように思うわけでございます。賢明な方法であらうかどうかは別としても、今、数日はそれ以外にはなからうこのように考えております。たかが数百メートルでございます。いくらのことでもないでしょう。市長の力で固ないし都のほうにゆさぶりをかけまして、そのくらいができないようでは市長のあなたに掛けた住民の信頼、たいへん薄れがちでございます。決断してください。ひとつお願いいたします。

○議長（大下博君）

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）

答を私のほうで……。実

は本年の七月に入りまして六、七回二〇ミリ以上降っているわけです。そのいわゆる排水をみまして神明上もさることながら中央高速道路が八王子のインターからのりを含めまして全部日野に流れてきている、それは当然築造の時点で条件を付けて協議がなされていなければならないけれども、それらについては当時町であったし、いろいろ調査ができないかもしれない、こういうことで私のほうで今、立案をしております、その写真等を付けまして、ちょうど予算の時期でありますから、高速

道路を管理している公団に対して多摩川に直接、日本一大きい屋根に等しいわけですから法を含めた八王子インターチェンジ以東についての排水を造るように、これはなかなかできないこととですけれども、これが第一点で、もしできない場合これに相当するこの排水について市の計画に相当の負担してもらいたい、こういう意味のいわゆる文書を今作っております。それには八王子インターチェンジ以東の面積、雨量、こういうものを今積算しております。それに基づいて十年以降少し東方のほうに引込んでいる地面ですけれども、やはり負担は負担、義務は義務、こういうことで強く要請をいたしましてそういう資金繰りの中で市は市としての新しい構想のもとに排水計画を作るべく努力をしております。こういう状態でございます。

○議長（大下博君）

谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君）

ただいま部長のほうから非常に理

に詰んだ説明がございました。私もあの水についてもわざわざ国立からインターを上りまして八王子の区間までの雨量のやはり激しさを目のあたりに見たわけでございます。これに対してやはりさきほど固ないし都という質問をいたしましたけれどもやはり公団の努力もやはり投入していただいてやはり側道への排水管をぜひひとつ至急にやっていただきたい。もう今の現況の用水路だけでは飲みきれないんですよ。どうしようがない状態にきております。海になっちゃうんですから。これを何

とかひとつ早急にお願いしたいと思うんですよ。どのくらいの時間を要するか、それもでき得ればひとつおおよそのめどだけでもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（徳崎美雄君）

いづごろできるかといひましても、たとえば谷さんの構想でいきますと、最終的には根川を取っちゃう、根川を取りますと根川の末端のほうでやはり大きな洪水が起きる。したがって根川の末流を直さなきゃいけない、当然そうなります。そうなりますと、その根川の末流には今現在私有地にいわゆる河川が通っている、こういう実態もあるわけです。そういうものをそろそろ解決するということになりますと、なかなか近々にはむずかしい。しかしながらこういうふうにしたらば概括的に、一部だけ概括的に直す一番ネットワークを直したらどうか。こういうことにつきましては抜本的に全部するというになると、相当日時がかかると思いますけれども、早急に最も効果な方法をやはり考えて来年度にすると、本年度はちょっと無理だと思えます。来年度はいささかでも山下渡りの氾濫を防ぐ、それにはほかにいろいろ方法があると思います。橋の詰め改修をするとか、あるいはそれぞれの枝の支流、そういうものについての流入、片方に流入するとか、それぞれの支障があるかと思えますのでそういうものを合わせて、短時日でできる方法を順次重ねまして、抜本的な

いいんじゃないかと、という考えなんですけれども、そういうことに対して、対策本部ができてから幾月か経ってますので、そういう細かい点までの体制を整えておられるかどうかというところで、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

対策本部というそういう組織をすぐには思い出さないんですが、それは防災本部計画というものは、毎年改定をされて、なるべく平素の準備体制を高めていく。資材、器材等におきましても、貯備量を殖やしていく、こういうふうな、つまり主としていうならば、むろん火災なり水害なりも入ってはいるわけですが、全市的に発生するような、そういう特に震災というようなことが一番大きな対象になっておる、そういうつまり防災計画というものを、一面関係者において意見を集めまして、そして改定をしながら安全対策を進めておる、こういうふうなしくみがあるわけでありまして、それで実は、私はこの間南平の南平台の西寄り方ですが、つまり一つの造成の跡始末の悪い箇所、やはり少量ではありましたが、土砂崩れ事故が発生いたしました。あの時に全市的につまり告成等による地形の変更によって危険箇所が相当数あるわけでありまして、それらを十分調べあげて、そうして地主において、とにかく防災措置、それから土木的な工事をしてもらおうということを強く申し入れる、ということを担当者の

のについては、やはり相当の日時がいるだろうと思います。そういうことで、現在では、いわゆるそれに即応するものを順次重ねて現在の山下渡りの氾濫を少しでも被害を少なくするような方法を考えていきたいと思っています。

○（十番議員「了」）

次に林重義君。

○九番（林 重義君）

私は今各議員さんが災害の点についていろいろと御質問ありましたように困難な災害についても、やはり日野市も開発されてから、随時、古いところだと大体十年から十五年というような形も取られるような状態でありまして、川南の七生地区においては、現状のような箇所が多々あるように見受けられるわけです。そういうことからしまして対策本部も日野市でも作つたし、課も実現されているような状態で、やはりできた問題に対して取り組みという姿勢でなくして、現在の対策本部がどのような形で構想をもって、事前に防ぐことが一番これがいなことじゃないかと私は考えます。そういうことを具体的に言いますれば、対策本部なり、いずれの課にしてもけっこうですけれどもやはり何らかの方法によって一応チェック箇所というか、市内のそういう危険ではないかという箇所が再三あるように思われますので、そういうふうな方法によって、何らか対策本部で事前に掌握して個人なり会社なりに勧告という立場が常時取られるような体制に持っていくのが一番

○議長（大下 博君）

林重義君。

○九番（林 重義君）

ただいま市長からの答弁ですと、市の大きな問題というようにことで、大局的に見て市内の災害対策という形で行なっておられ、細かい点もやっておられると思いますけれども、現在ではやはり市民としてはやはり大きな問題もそうでございましょうけれども、現在の土地とかそういう形態の上からいっても、やはり身近な問題がたくさんあるんじゃないかと思えます。事故が起きた場合にはやはり市民の方々は市に援助を願うというか、急場の場合ですと、そういう形で、やはり市の力に頼らなければやはり解決できないという点がたくさんあると思います。そういうことからいっても、今後やはり課もできたことで、そういうことからいって、できたからというのでなくして、それ以前の問題として予算措置の問題もかわると思いますけれども、そういうことからいって、予算面についてもやはり課がある以上は、多少の予算というわくのうちであっても、やはり現在のたてまえというか、体制を十分に整えていたかどうかという、簡単にいうならばスコップと雨の降る日でしたら雨着と長ぐつがあれば用が足りるんだというような防災対策でなくて、きめ細かな、いまだ少し細かく

市としても体制を整えていただきたい、ということをお願
いしたいと思います。

○議長（大下 博君）

次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

たびたび伺います

が、伺うところによりますという、何か善後措置というん
ですか、これからやるべきことを勧告しているというのを聞
きました、その勧告をした内容は、もし危険な場合でありま
す、勧告不履行の場合には、実際に市がやらなきゃならな
い場合もあると思います。それからそれは速き将来の危険
状況を見てもできるだけの救護措置をやりたいという言
いですが、その何か土砂の搬出とか何かを見ますという、
何か復旧作業のようを感じがいたしますし、その辺が明
確でない、私の言っているのも明確でない、復興につ
いてのサービスはそれは限界があるかもしれないが、多
少やるといふ市長の考え方には別に異議を申し上げるん
じゃないです、それよりは勧告をするその対象が危険で
あるならば直ちにやらなきゃならぬのを、それをほう
っておいて、そして事後のいわゆる復興措置をやって
いくところには矛盾はないかという、そこをここで明
確にしていただければ矛盾はないでしょうけれども、
それを明確にしていただけだと、何かその辺が矛盾を
感じる、明確にしていただけだと思ひます。それから

に置かれたのか、どうすればもっと一歩前進できたん
じゃないかというその辺の反省の状況ですね。反省がな
かったのかどうかですね。もう方法がなかったのかこれ
よりほかになかったのか、天災であるけれども、しか
し方法はありはしないかと思ひるので、おこがまし
いことを言ひて申し訳ありませんが、その辺の状況
をひとつお示しいただきたい。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）

お答えになるかどうか

わかりませんが、市がそういう救助関係の第一線に
立つことは、交通関係とか、あるいは水泳だとかそ
ういうようなことでおぼれてるような子供を救う、
そういうことにはすぐさま役立つかもしれません
けれども、あの事態の中では、市の職員が飛び込
んでどうこうとするということは、警察官、機
動隊がおりますので、越権的にもできませんし、
一応その場からは消防団の帽子程度をかぶって
れば、われわれからうじてその場に入れるという
ようなことであつて、警察官が処置すべきこと
であつて、その当時の状況は、警察のほうから
つぶさに聞かなく、これに対する回答はできま
せん。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

そういうことを聞いて

るんじゃないんです。市が行つてみたらもう警察が
手出したというから、人命救助の問題は警察の
権限ではないんです。

もう一つ、これは後で意見で申し上げたいと思ひ
ますが、被害者の救護、つまり被害者といふのは
金員ではございませんが、お金の難にお亡くなり
なつたその青年の方ですが、その人は即死では
なくて、何か苦痛を訴えてたように伺います。
その詳しい状況をここで公の席上で披露する
ことは人道上にも関する問題でありますので、
私はあえてそれを要求してゐるんではないと思
ひますが、ただ被害者の救護について、消防
団が何か行つたら、第七機動隊が来て作
業にとりかかるところであつたといふこと
になりますという、救災には手を出さなかつた
といふことになるんですが、もし救災が止
めたかとも思ひますので、たいへんきわど
いところでそのタイミングの問題がまだ十分
に解明されてないので、その辺のことを、つ
まり言い替へたならば、行つてみたらもう
すでに手が出なかつた。それで手の出せる
時には親御さんたちはいたわけですね。そ
こへ第一に駆けつけたものはどういふ部
隊なのか。その辺のことはきわどい問題だ
と思ひますし、それから私がこの次に意見
として申し上げたい防災計画の細かい問
題に及ぶ重大な問題だと思ひますので、そ
の点のタイミングで、あるいは実情を人
道上の問題にもからみますので重ねて申
上げますが、お亡くなりになつた方のそ
の最後の状況を私は伺うのではありませ
ん。ただ警備措置としての、市がどうい
う状態

の、一つの職務ではあるんですが、警察の
権限ではないわけですよ。それだけに越
権行為ではないわけですよ。だから警察が
行つてたからといって市が入れないわけ
はないわけですよ。例えば警察官は、私
今の装備はよく分かりませんが、恐らく
スコップの何丁かそこらでしょう。もし
これがもっと大きく、もしということばは
適当ではありませんけれども、防災計画
の主任者は市長ですね。市長が警察の防
備されてる、整備されてるものと、消防
で整備されてるものとあるわけ、消防
団が整備されてるものがある。それから
民間のもの、機動隊に言ひなれば起重機
持てることもできるわけですね。そこへ
行つて警察官だけと、市長の命令によつ
てそれで全部そこをおつたら、救災する
こともできるわけですよ。しかしながら、
もうその時にはもうお亡くなりになつた
かともわかりませんが、機動隊が手をお
るすす前であつたと言ひれるから、間に
合はなかつたんだらうと思ひますね。そ
れで間に合はなかつたから、それはこ
っちの装備ができていたけれども間に合
はなかつたのか。あるいは駆けつけるとい
ふのが間に合はなかつたのか。その状況
を将来の防災計画立案の上に検討する
上に私のまた意見も申し上げたいし、ま
た万全を期待しても万全でなかつた。結
果的には万全でなかつたでしょうから、
それを意見としても申し上げて、また
将来反省しながらこれを改定していく
方向に持つていくためにその資料とし
て被害者の救災には間に合はなかつた
のかど

うか。その状況を知らせていただきたいというのが一つと、それから今何かどうを片付けてるというのは事後の復興措置ですね。復興措置で市がやっているとはいえども、勧告をこれはして、そして業者ですか、あるいは地主ですかやらせるとするならば、それは今危険が直面しているならば、復旧作業にオーバーなサービスをするよりは、そっちがもし責任者が不履行であるならば、市自体が明日何ができるか分からないからやらなきゃならないと思われんだが、その状況はどうなんでしょうかということ聞いてるんです。分かりませんか。私の質問が……。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君）

火急、緊急の場合ですからして、多少うるたえもあるわけなんです、私の多少オーバーであつてもということをお願いしたのは、一番、つまり人の命を大切にしなければならぬ、むろんまた日々の罹災者の方の当面の生活の立つようにしなければならぬ。その部分を突は指していたつもりでありまして、土砂の搬出につきましても今剣持議員の言われるように、復旧とか復興とかそういう意味でやってるのではなくて、とにかく緊急対策である。手をつけるにしても、とにかく少しでも土砂を除いておきませんとどうにもならない。また、これまでは圧力が相当その土砂によってかかっておりましたから、それらを除去すると、そういう範囲

○十一番（剣持佐吉君） よく分かりましたが意見を加えて……。

○議長（大下 博君） 意見は後でまとめて……（十一

番議員「ああそうですか」） それではこれだいまの報告についての質疑を終わります。引き続き本件の報告について御意見があれば承ります。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それではさくばらんに申し上げますが、防災計画はよくできていたと思いますけれどもただこの運営について私は十分でないと思います。それからたいへんなことでありまして、訓練が足りないと思います。それは前から指摘も、ある機会に指摘もしてまいりましたし、あるいは防災訓練をやっておりますが、私は消防委員として二、三回それを参画したことがありますけれども、たいへんおぼめのことばを交わしておりましたが、私は残念ながらそれをほめるわけにはいきませんでした。それを今度そういう過去の経験から今度この問題について二、三指摘をさせていただきます。大体この警察が先に駆けつけたということは情報を先にキャッチしたということから始まると思います。この防災計画の主人者は市長であつて、そして防災の統制をとるのは総括指導責任者は市長であります。したがって今この物的情報網すなわち電話だとかあるいは駐在所、派出所のような、そういう組織がございますが、残念ながら市にはございません。

であるわけでありまして、それらをしてながら、権利者、地主さんもおられはつきりしてきておりますので、それらと協議をしながら、また東京都の責任もある程度は感じてもらわなきゃなりませんし、それから指導もいただかなきゃなりませんし、それらの中で対策を前進させていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。それから確かに間に合わなかったんだらうとおっしゃられると、市が、市の者が出向きましたのは、若干遅かったというふうにその到着した時刻からいいますと、警察のほうが先に来られたということはこれはたぶん通報関係が一番警察が早いわけですから、そういうことで市の者も出向いてきました。四時前後には出向いてきました。それから私も五時前後にはつまり通報を受けまして出向いてまいったわけでございます。こういうことを予測して喧嘩指揮をやるということが実際問題として不可能であつたと。またそういう能力は必ずしもまだ市の防災体制の中には不十分であつたということも言えるわけかもしれませんが、そのために警察もある消防署もあるまた日常消防団にも御尽力をいただいておりますということでお互いの連携の中でなるべくそういうことに対しましてはなるべく何を先にしなければならぬかということから、やっぱり取り組んでいく問題だろうというふうに後になって考えておるわけでございます。

○議長（大下 博君） 剣持佐吉君。

そういう物的、人的な配置状況をそのまま認めて、そして警察なら警察にかなりの責任をもてる情報収集の者を差し向けるべきではなかったかという思います。それからもしそこに実情は当時の実情は分かりませんが、そのキャッチができて、そして準備が、たとえば起重機が、さっき申し上げた起重機が役に立つならばすぐ起重機に市長の命令で出すと。それでそれを持って行って全部それを持ち上げたあ少年は命が助かったかもしれない。これは欲な言い方かもしれませんが、それから聞くところによりますと、消防団の遍成が十二時ごろだといいますが、私はこの消防団の情報機関としても利用すべきであるし、それからそういうことについてはまだ十分に説明がなされておられませんし、それから市職員などがあるいは駐在所とか派出所とかへ一人ずつくらい配置してそしてその情報連絡の方法も考える必要がございますし、それから地元でもってたとえば水が漏ったというならばそこには事前調査も必要でありましょうしそれから調査があつたら警告をして、あるいはあそこの日野坂でありましたら避難命令は市長とたしか私は法律忘れちゃったけれども、市長と警察署長と合意の上で避難命令を出すことができると思います。もしそれができない場合には強制的に実力をもって避難をさせることができると思います。そういう訓練はまだできていなかったんではないか。それから総務部長を非難

するようであり、へん縮ですが、警察に遠慮することはない。警察はむしろ市長に伺いを立ててそして市長の命令によって動くべきである。ただその中で緊急の場合においてはたとえ人命救助の場合においては応急措置として事後承諾を受けることはできるけれども、警察そのものが自分でやらなきゃならないんです。そしてそれを今度は市の職員がやってならんということはないんです。むしろ手を出せば救われるものを手を出さなかった場合には、これは反対にこれは専門のことはを言っていたいへん恐縮ですが、成すべきことを成さなかったという警法上の罪があるくらいです。したがってその辺を訓練もまだ十分ではなかったような気がいたしますし、勧告その点にあるいは調査、警告などの点においては反省をして、この改定とかその何についてはあくまでも市長が中心となってあらゆる機関を動員するんだということ。それをもう少し勉強していきなきゃならないと私は思いますので、たいへんな失礼なことを率直に申し上げましたが、この日野坂の意見について思いついた二、三を申し上げました。それから七時間か八時間に一〇三ミリという豪雨は二十四時間に二〇〇ミリという豪雨は私が総務部長当時にございました。一〇三ミリ八時間ということは近來稀にみる状況でありましてこの状況にはすぐ消防団やそれから警察職員はもちろん警備体制に入っておりましようが、市の職員も段階はありましようけれども、警備体制に入って情報網をまず

末端に至るまで情報網を生かしてそして措置を常に一つ一つの段階ごとに考えていくべきではなかったかと。これらについての反省を率直にしながら今後の改制には当たっていただきたいということを意見として申し上げます。

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

私はさきほど総務部長からのいろんな報告の中で今度せっかく安全対策課ができて、安全対策課が事故処理だという、常時処理方ということに追われていくというふうなことを聞いたんですが、なんか特に旧七生地区のほうは宅地造成をやられて、しかも新しい丘陵地をひかえているんで、こういうことがあっては困るんですが、従前によく危険な場所をもう役所でもおろくチェックされていると思うんですが、今一回こういう機会を新たにして再点検をしてもらいたいということを要望するとともに、自分はこれだけ自分分は役所のほうでこれから検討していただきたいということはこういう今回の二十一日の事故が適正に自分は処理されているということを非常に何か市役所でやられた処置が多少不満な点があっても今の時代に即したやり方じゃないかと判断します。そういう点を考えてこういうことがどこの場所で行なわれてもそういう適切な処置がとられるように配慮してもらいたい。もっと悪い道路の条件なり、もっと悪い何というか坂道の条件で、こういうことがあり得ると思うんですね、そのときにこれはあ

○議長（大下 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

あいう措置がとられたけれどもあそここの場所にはやらなかったんだというようなことがあるとですね、市民の公平な立場からいっても非常に困るんじゃないかと思うんです。自分は簡単に例を上げても、もう月日がたつてしまっただけで梅ヶ丘団地にもおそらく一、二年前にもあったと思います。十一、二年前には百草園の入口にもこうまあ、人命を亡くしたという事故じゃございせんが建物が押しつぶされております。そういうことの地主関係、いわゆる損害の所在、損害賠償するところの所在の関係、こういうことを今回の法政大学の先生の事故処理の調査の結果によって今後の市の指針にしようというようになことで、自分は片手落ちのないような今後の事故行政というか、事故のあり方に対してこれはやっぱりやってもいいというようにことを強く要望しておきます。

○議長（大下 博君）

それではこれをもって二十一日の災害報告についての件を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時 二十分再開

これより議案第九〇号日野市衛生処理場管理棟（仮称）新築工事請負契約の専決処分報告承認についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

提案理由の説明を申し上げます。

本議案は日野市衛生処理場管理棟（仮称）を新築するものであります。工事の内容は、実験室、事務室、会議室、大広間、浴室等であります。六月二十二日指名十社により競争入札を執行した結果、勝村建設株式会社が最低価格で落札いたしましたので、契約締結の専決処分をした次第であります。なお詳細につきましては総務部長より、説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）

詳細についての説明を総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）

詳細な説明を行ないま

す。この工事は鉄筋コンクリート二階建て建築延面積一〇一四・八八一平方メートル。建築内容につきましては一階に実験室休憩室、浴室等で面積は三七九・七九五平方メートルであります。二階には事務室、管理入室、広間、浴室等で、面積は五九七・六〇一平方メートルであります。この中には地元対策施設用としての会議室、浴室、仮眠室等一五三・九九平方メートル

○議長（大下 博君）

関係部長の詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）

九一号の説明をいたし

ます。この工事は既設団地、長銀、鹿島、電建、南平台、みなみが丘、この五つの地区の給水に伴う送水管の新設並びに給水区域を拡張するために配水管を新設と、消火栓の二カ所の設置工事であります。送水管は直径四〇〇ミリが延長五五九メートル、三〇〇ミリが延長三六六メートル、配水管は直径二〇〇ミリが延長九五五メートルで、送配水管の材質はいずれもガクタイル鋼鉄管であります。施行箇所は別添の図面の赤印のところであります。なお別紙の入札調書のとおりでありますので、ごらんになっていただきたいと思います。九社の中でそれぞれ四回行ないました。浅野工事が落札したわけでございます。その金額は六千二百八十万円、最終的には随意契約、浅野工事株式会社でございます。

次に九二号の詳細説明を行ないます。この工事は鉄筋コンクリート造り三階建、建築延面積は七三二・九八平方メートル、建築内容は普通教室六室、教材室が二室、配膳室三室、更衣室一室であります。各階別に申し上げますと、一階は昇降口、普通教室二室、配膳室一室、二階は普通教室二室、教材室、配膳室各一室、三階は二階に同じ内容であります。指名に当たりましては市の指名基準によりまして適当と思われる業者を八社を

指名し別添の入札調書の工事の結果となりました。なおこの工事は電気、給排水、衛生工事も含まれております。内容につきましては図面がございまして、その中では八小につきまして一番東部に過ぎ足すわけでございます。面積は一階が二三二・一四平方メートル、二階が二三二・一四平方メートル、三階も同じでございます。合計六九六・四二平方メートルに更衣室が加わるわけです。合計七三二・九八平方メートル、各階の図面はお手元にさし上げてあります。それぞれ普通教室、更衣室その他でございます。

次の九三号の詳細の説明を行ないます。この工事は鉄筋コンクリート三階建、建築延面積は一三六〇・三八三平方メートル、建築内容は普通教室が九室、図書、準備各一室、教材室、トイレであります。各階別に申し上げますと、一階は昇降口、便所、普通教室一室、図書室一室、図書準備室が一室、女子更衣室が一室。二階は普通教室四、印刷室、トイレと、三階は普通教室が四、教材室一室、トイレであります。指名に当たりましては日野市の指名参加願いを提出されております業者の適当と思われる業者を十社指名して、別添の入札調書のとおり結果となりました。なお本工事には電気、給排水と衛生工事も含まれております。契約金額は一億五千七百四十万円、随意契約ということでございます。相手方は石原建設株式会社でございます。次に九四号の詳細の説明を行ないます。この工事は鉄筋コン

クリート造り三階建、建築面積は延べ九六三・三四平方メートル、建築内容は普通教室が五室、保健室一室、職員、校長、事務、放送の各一室ずつであります。各階別に申し上げますと、一階は昇降口、普通教室二室、保健室一室。二階は職員室、校長室、事務室、放送の各一室当て。三階は普通教室の三室、教材室、それと各階にトイレを造る予定でございます。指名に当たりましては市の指名基準によりまして適当と思われる業者を八社指名し、別添の入札調書のとおり結果となりました。なおこの工事は電気、給排水、衛生工事も含まれております。内容に入りますと、この契約金額は一億三千九十万円でございます。なお契約の相手方は三田村建設株式会社でございます。調書はお手元にまいっている調書で八社で行ないまして、四番目の三田村建設。

引き続き九五号の詳細説明を行ないます。この工事は鉄骨造りの一部二階建、建築面積は七五八・八九平方メートル、建築内容は体育用具、控室、玄關、ホール、放送室、ステージ等で、体育室の面積は約五四〇平方メートル、その他二一八・八九平方メートルであります。提案理由にもありましたとおり、校舎新築用に造られた進入路が一丈きりありません。まだ不完全な砂利道であって舗装もしてありません。電力工事の関係は、やはり現行、行なっている工事との関連もありますので、それらの負担金も関係がしてまいります。そういうことから他

業者が入りますと競合する等のおそれがあり、指名競争入札には適しない、そういう特に要件が整わないということで、やむを得ず特命として随意契約をいたしました。なおこの工事には電気、給排水、衛生工事も含まれております。その契約金額は六千三百万円でございます。契約の方法としては随意契約、契約の相手方は飛鳥建設株式会社であります。図面の中での配置図、京王線の線路に沿った東部のところに位置をしております。この位置に屋内運動場を設置する。さらにはプールを南側に將來造ろう、こういう計画を持っております。その次の図面は一、二階合計の面積で平面図でございます。さらに付け加えますと随意契約がたてまえであるという理由を若干付け加えておきます。第一は経費の節減、現在校舎が十一月十五日までの工期で建設されております。そういう中で現場仮設事務所の建設とか、給水関係などの諸経費がまず節約ができる。進入路の問題ですが、さきほど触れましたが、建設現場への進入路は校舎建設業者が冒頭より進入を整備しております。それらの資材の運搬等に供するため造ったものであります。そこで屋内運動場を新たな業者と契約した場合、進入路の共用、それに対する負担金の問題が出る。さらに三点目の工期の問題ですが、学校、父兄等の強い要望がありまして十二月末までに建設するためには至急着手する必要があります。工期内であげたい。さらに五番目は仮設電気の引き込み負担金の問題があるわけです。さきほど申

し上げましたので省略します。現場の状況としては校舎建設に伴う建設現場の状況から新たな業者と契約は出会帳場ということになります。それぞれ上記、今まで申し上げましたいろいろな問題がありますので、これらのトラブルが起こる可能性があります。そういうようなことから随意契約ということで当初から検討の上踏み切りました。

次に九六号の詳細説明に入ります。この工事は鉄筋コンクリート造り四階建、建築延面積は一二・四・三八平方メートル、建築内容につきましては、普通教室が六室、特別教室が二室、この二室は音楽室、美術室でございます。各階別に申し上げますと、一階は普通教室、昇降口、二階は普通教室二室、更衣室一室、三階は普通教室二室、四階は音楽室、美術室、準備室各一室、その他に各階にトイレを造る計画であります。また現在の教材室を訪問学級教室に増改築をする工事等も含まれております。指名に当たりましては日野市の指名基準に従いまして適当と思われる業者を八社指名いたしましたして、別添の調書のような結果となりました。なおこの工事は電気、給排水、衛生工事も含まれております。さらに議案のほうに入りますと、契約金額は一億五千六百四十万円、契約の方法としては指名競争入札契約の相手方は真柄建設株式会社でございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。杉

水人口、その計画に従って遂次第三拡張計画を進めておりわけでございます。最終的にはその数字の目標で進んでおります。それから多摩テックのほう、一・五・五ですが、あれは四十八年度にあそこの京王の七生台、あそこから分流いたしました上程久保に通ずる都道、これに布設をする、こういうことで、その約おおむね半分を終わっている。さらにそれを延ばしまして多摩動物公園のほうに出す、こういうことでございますが、たしか大学がございます。その入口、その付近までいくということ、その後その計画は現在のところございません。多摩動物公園の前まで持っていくということは第三次拡張計画にはございませんので、五十年で以降、こういうことになります。それから消火栓の関係でございますが、これにつきましては七五ミリ、こういうことです。これにつきましてはあそこの配水管が四〇〇の送水管とダブルで入れますが、一応配水管は、二〇〇を基準にしておりますので、そのいわゆる既設基準を入れますと七五ミリでおおむね二〇〇ミリになる、こういうことです。こういう計画でございます。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 私いろいろな消火栓で勉強させていただきましたが、七五ミリということ出ておりますので、やはりこういう何ていうんですか、契約締結の議案の中で消火栓も含まれているというのはめずらしいので、何か法

山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 九一号議案についてちょ

っと伺いたいですか、場所はいわゆる川崎街道、いわゆる農協の間から新しい都道を制定して、末端が明星団地の下、こういうことでございますが、それでそれを布設することはけっこうなんです、この給水人口をどういうふうに考えているのか。

それから消火栓をお付けになるということですが、本管は何ミリをいけられるのか。

それからもう一つはこれに関連して、いわゆる多摩テック方面からくるいわゆる程久保ですか、あの街道に対する水道の配管の計画といえますか、これが途中までいくわけですから、これは多摩テックのほうから下りてくる、それが途中まできていると思うんですけれども、その間、ちょうど中間抜けるわけですから、これがいつ計画されて布設されるか、その点について伺いたいと思います。

○議長（大下 博君） 水道部長。

○水道部長（成井正夫君） お答えいたします。そこ

を終わりました。さらに来年度そういう管を延ばしまして第二武蔵野台ですか、鹿島、電建、これをのりあげましてそれぞれの計画を起こすと、こういうことですが、あそこは一応京王帝都の付近ですが、五十三年の目標が十三万五千というふうな給

律的な意味があったのかどうか。答からおしても分からないんですが、いずれにしても消火栓を布設するには現在七五では消火栓の数はあったにしてもやはり一、台の消防ポンプがそこにすえつけられてしまうと、ほかの消火栓があったとしてもやはり死んでしまいうというようなこともあるようですから、それらについてもいろいろ考えていただきたい。

もう一つは動物園の前のほうの配管が今、計画がないから何もしないということなんです。それともたとえば今、途中でできますから、上のほうにいくと中間がなくなるわけです。それに接続といえますか、それを何か建設するような考え方は部長として持っていないわけですか。計画がないからおやりにならないということなんです。

○議長（大下 博君） 水道部長。

○水道部長（成井正夫君） 当然現在の五十年計画の

以降にはやはり考えなければいけない、そのままにしておくというのではやはりちょっとまずいんじゃないか、こういうふう

に考えております。それから消火栓の関係ですが、実はきのう消防委員会では呼ばれて私いろいろ言われたんですが、やはり消火栓をつけるというのは、もう水道法にもございますし、どれくらいの大きさのものをつけるかということは、消防法の消防水利の基準と

いうもので消防庁が勧告をするんだ、こういうことになってございまして、その勧告の内容は、一五〇ミリ以上の管にはつけなければいけない、こういうことになっておるわけでございす。こういうことでそれ以下のものについては、一応できるだけ七五ミリ、一〇〇ミリ、こういうものについては二〇〇メートルぐらいの間隔、こういうようなことでやっておるわけでございす、ただ、できるだけ大きいものを、消火栓をつけまして水の出をよくするということは当然考えなきゃいけないわけでございますが、それにはやはり管も太くしなければならぬ。なお、さらにその管の元の浄水場のいわゆる配水管ですね、こういうようなものも増強しなきゃいけない。いろんな関連があるわけでございまして、さきほど申しましたように、これらについてはそういう意向の中で、今後の水道管布設を検討して、水道局のほうともよく私どものほうの言い分を申し上げて、その方向で進めてもらうというふうなことでさらに検討したいと思ひます。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） それで今これにこだわ

わけじゃございせんけれども、両方からきて真ん中が切れますので、これを早く接続してほしいということで、今度都の水道になりましたので、いろいろと市の計画が都のほうでチェックされて、例えば市で計画を出したものが都のチェックの段階

で却下というのか何というのか没になるようなことがあるわけですが、それをちょっと最後にお伺いしておきます。

○議長（大下 博君） 水道部長。

○水道部長（成井正夫君） やはり必要性といひます

か、そういうあれはこの水道を布設するにつきましたも、同じようなわけでございまして、都の水道局はその道のベテランですから、私どものほうでやはりこのところはつななきゃいけないんだというふうなことでお話しすれば了解いただけるんじゃないかと思ひます。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） それでは市の計画が都の

段階で却下されるというようなことではないというふうに解釈してよろしいですね。都はやっぱり一〇〇％はそうはいかないということを言ってるようですが。

（水道部長「はい」）

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 学校の増設の議案がだい

ぶあるようですが、何年か前にいわゆる今度の工事を見ても、つぎは工事といひますか、つぎ足し工事になるように見受けますが、その際、前にだいぶ問題になりましたといひますか、問題にしましたというんですか、いわゆる新しい工事をやった部面からどうしても水が回ってきて、原因が不明であって、要

するに漏って困るといったようなことがございましたが、今回その辺はいわゆるつぎ足しですから、その施工業者が責任を持つのか。また別個に前に昔御説明があったように、その部分だけはその部分だけの特別な業者が責任を持つのか。どんなふうにされたかお伺いいたします。

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君） 防水につきまして、特に

屋上から、明らかに屋上の亀裂によって明らかに防水施工が不完全なために漏水をした、こういうことが明らかでありますれば、十年間前の施工業者が責任を持つ、こういうことに現在なっております。ただ、今の雨漏りの件が、市営住宅等であるわけですけれども、はっきりどこから水が差してゐるのか、なかなか調査が難しいので、はたして施工業者のせいであるのかどうかという点については非常に難しい。しかし、あまり年限が短いものについては、当然施工者責任で修理をしてもらうようにそういう現在措置を取っております。ですから屋上にコンクリートに亀裂が生じそこから水が回ってきた、こういう明らかにものについては施工業者に十年間の保証を求めている、こういうのが現状です。

○議長（大下 博君） よろしいですか。名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） そういう点が万全であれ

ばけっこうですけれども、そうすると、今繰り返してお伺いしますが、短い期間であれば、要するにその増設工事をしなければ全然漏りもしなかったのに、増設工事した後、原因が分からないけれどもどこから回ってくるというの、当然その施工業者の責任といひますか、そのサービスの範囲でやらせることが可能だということに了解してよろしいかどうかです。

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君） 接続部分の漏水というの

は、いわゆる鉄が腐食しますと、少し膨張するわけです。ですから、その前に膨張するように漏水があったかどうか、これらにはやはり起因が必要で、鉄が膨張してコンクリートが割れてしまふ。こういう現象が風化現象で起こるわけです。こういうものが一部業者のほうに責めがあるかどうか、あるいは前の業者に責めがあるかどうか、ケースによって非常に難しい問題がありますので、一概には業者の責任といひますことは申し上げられませんが、そういう原因究明については、業者の意見もよく聞きまして、いわゆる責めを負うように指導をいたしたいというふうに考えております。

○議長（大下 博君） 次に谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 消火栓の件の質問したかったんですが、杉山議員のほうから出まして答弁ございましたので省

略いたしました。次に送水管の件でございますが、これは議案第九一号、四〇〇ミリ管を三五〇、三〇〇、二〇〇、最後に最終的には一〇〇ミリ管に落としてあるわけですが、この地域は先行くごとに非常に人家が密集しておる地域でございます。これに対して、またさらに条件としましては、高低の差が非常に大きいわけでございます。そういう中で、水圧の関係がどのように計算されておるか、それをお聞きしたいのでございますが。

○議長（大下 博君）

水道部長。

○水道部長（成井正夫君） この管の布設の計算、これにつきましては、日本水道コンサルタント株式会社、これに設計を依頼いたしました。そういう水圧の関係、特にあのところは、三沢の上の配水場、あそこへポンプ室を造りまして、あそこからいろいろと高幡台ですか、あそこを下るわけです。そういうことで、あそこを四〇〇でやる、そういうことで、そこからそれを接続しまして四〇〇でつながる。それから明星の下のところでは二〇〇ですか、そういうようなことで、そういう計算が十分なされて設計されておる、こういうふうに私どものほうは解釈しております。うちのほうの技術の担当のほうもそれでやる、こういうことになってございますので、その点はお任せになっていただいていいんじゃないか、こういうふうに考えます。

○議長（大下 博君）

これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第九一号、九二号、九三号、九四号、九五号、九六号の六件は、総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

おはかりいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時 五分 休憩
午後四時三十二分 再開

○議長（大下 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。なおこの際議長から要望いたしたいと思ひます。暑いので窓もあいていますし、雑音も入るということで、とかく発言がよく聞えない時があるわけです。そういうことでたいへん暑い時でありますけれども、できるだけこちらまで聞えるように発言願いたいというふうにお願ひします。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

ただいまコンサルタントのほう

の設計で施工してあるということでございますが、あまりうのみでやられますと、うちのほうも大きくなりますと、やはり専門の部局でございます。それらの中で、さらにやはり当市の事情という実情をよく知っておる方等のやはり見解も挿入しながら送水管の設計をやっていたきたい。と申しますのは、やはり私どものほうの地域その他にもやはり水圧の低下で、ピーク時にはもうほんとうに用の足りないような事態が起きておる場所もございします。そういった関係で、今回のこういう質問をしたわけでございますので、それら実情をよくきわめた中でやっていただきたい。このように要望しまして質問を終わります。

○議長（大下 博君）

次に滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

九一号ですが、杉山議員の質問の中で大体分かりましたが、消火栓の設置の問題につきましては、実は昨日も消防委員会がございまして、いろいろ前から

もいろいろな問題が出てゐるわけでございます。七五ミリの配水管へ消火栓をつけた場合には消防自動車が一台中能力を発揮できない、というふうなお話がいふも出るわけでございます。今の説明で二〇〇ミリの配水管に七五ミリの消火栓を設置するということですね。（水道部長「そういうことです」）は、わかりました。

それでは議事に入ります。おはかりいたします。この際議案

第九一号、日野市三沢七二四番地、日野市程久保四二七番地先間送配水管新設工事及び消火栓設置工事請負契約の締結について、議案第九二号、日野市立日野第八小学校増築工事請負契約の締結について、議案第九三号、日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結について、議案第九四号、日野市立日野第三小学校増築工事請負契約の締結について、議案第九五号、日野市立南平小学校校屋内運動場新設工事請負契約の締結について、議案第九六号、日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結についてに関する総務委員会審査報告を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、議案

第九一号、九二号、九三号、九四号、九五号、九六号の総務委員会審査報告を一括議題といたします。総務委員長長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）

休憩中に総務委員会を

開きました。委員会の報告をいたします。議案九一号、すでに詳細説明がされておりますけれども、送配水管新設並びに消火栓設置工事の契約案件であります。これは落札者がなかったために最低価格者と交渉して、浅野工事と随意契約をしております。

工期は十月三十一日ということになっております。次に議案第九二号、日野第八小学校の増築工事請負契約、普通教室六教室、教材室二教室、配膳室三という内容になっております。これは桜建設が契約の相手方になっております。工期は三月二十日、議案第九三号、第三中学校の増築工事の契約案件であります。一般教室が九、図書室、司書室、更衣室、印刷室、教材室、便所等の工事内容になっております。これも落札者がいないために最低価格である石原建設と随意契約をしております。三月二十日が工期になっております。議案第九四号、第三小学校の増築工事、これは普通教室が五、保健室、職員室、校長室、事務室、放送室各一の工事内容になっております。契約の相手方は三田村建設、工期は五月十五日、これは債務負担行為であります。そのため工期が五月十五日ということになっているわけです。次に議案第九五号、南平小学校の屋内運動場新築工事の請負契約ですけれども、これはすでに説明がされておりますけれども、飛鳥建設と随意契約になっております。委員会では詳細説明の一部訂正がありました。部長の説明で、本来随意契約がたてまえだという説明がされましたけれども、これは指名競争入札がたてまえだということでありまして、委員会として訂正をしておきます。工期は十二月二十日まで、この随意契約につきまして、理事者もかなり慎重に問題を取り扱ったわけでありまして、けれども、どうしてもほかの業者では経費がかさんでしまうことになるべく都の予算等を合わせて考えてもらいたい。

○議長（大下 博君）

ほかにありませんか。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案可決であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第九一号日野市三沢七二四番地日野市程久保四二七番地先間送配水管新設工事及び消火栓設置工事請負契約の締結について、議案第九二号日野市立日野第八小学校増築工事請負契約の締結について、議案第九三号日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結について、議案第九四号日野市立日野第三小学校増築工事請負契約の締結について、議案第九五号日野市立南平小学校屋内運動場新築工事請負契約の締結について、議案第九六号日野市立七生中学校増築工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

これより歳吉第八号日野市日野七七七四番地先市立第四小学校前中央高速道路側道内の市の義務に属する交通事故の専決処分報告の件を議題といたします。理事者より報告を求めます。市長。

（市長登壇）

いうことと、十二月二十日までのこの工期ではとても間に合いません。そうもないということから経費と工期の関係で随意契約をせざるを得なかったということでありまして。

それから議案九六号七生中学校の増築工事請負契約でありますけれども、普通教室が六、特別教室二、更衣室一という工事内容であります。真柄建設が落札をしております。工期は五月十五日、これも債務負担行為で行なわれました。

以上議案九一号から九六号まで委員会として慎重審議した結果必要と認め全会一致で可決をみております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。ございませんか。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

かつて学校建築については都並びに国の補助金等もついておったわけですが、それらについてはどういふふうになっておるか一点質問いたします。と同時にさらにまた当市は……。

○議長（大下 博君）

意見ですよ。

○十番（谷 栄吉君）

ああそうか、はいはい。補助金等の関係についての結局聞きたかったんですけれども、今後債務負担行為等、それらで自治体のことでございますので借金がたまってにっちもさっちもいなくなってしまうと思うんで、

○市長（森田喜美男君）

市の義務に属する交通事故の専決処分につきまして報告をいたします。本件は市が損害賠償責任を負う交通事故発生に伴い専決処分により相手側と損害賠償額の決定及び和解の締結をいたしましたので、本会議に報告するものです。よろしく御審議のうえ御承認をお願いいたします。詳細につきましては総務部長から御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大下 博君）

総務部長より詳細説明を求めます。

○総務部長（杉本好次郎君）

ただいま市長からその提案理由の説明がございましたが、この報告は昭和四十七年の三月二十六日午後二時二十分ころ日野市日野七七七三番地先市立第四小学校の前中央高速道路の側道内におきまして建設部土木課の職員が庁用車両を運転中対向者をよけようとして後退運転をしたところ停車中の後続車両に接触し、相手側の車両の一部を破壊いたしましたものでございます。庁用車はバンパー、牽引すべき箇所等で特別破壊はありません。この事故は市職員の庁用車運転によりまして公務中の事故でありましたので、自動車損害賠償保険法によりまして市が損害賠償を負うものであります。よって市は相手側車両の修理費の全額を負担し、六月十七日損害賠償金五万一千円を支払い和解が成立をいたしました。以上によりまして本交通事故の損害賠償の額の決定及び和解の締結

について地方自治法第八十条第一項の規定によりまして、第一項の規定と市長の専決処分事項の規定についての一の二によりまして専決処分をいたしましたもので、同法の同条二項の規定に従って本議会に報告するものであります。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 市の職員による交通事故の問題、これはこの問題だけじゃなくてだいぶ頻繁という少し大げさになるかもしれませんが、起こっているような気がいたします。これは全国的に非常に自動車が増えているというふうなこともあると思いますが、新聞紙上によりますと、だいぶ自動車が出る割に交通事故が減っているんだというふうな発表もされております。こういう事故というものは非常に突発的に起こる事故、いろいろな事故があると思いますが、その点市長の考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 関連ですか。それでは合わせて島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君） 関連して二、三御質問したいんですけれども、まず一点は今報告の中で四十七年というふうな話 でありましたが、だいぶ古い話 であるいは最近の

してのそういう注意の喚起、それから精神の引き締め、そういうことを行なっております。それから当事者につきましては特に公金の支出によって事件の処理をすることも応々にあるわけでありまして、事件によりましては車両の任意保険等によりまして、後で保険会社からつぐなわれるというケースが多いわけでございますけど、いずれにしても庁内にその事務量を殖やす点もございまして、それからその特に公務員という立場で事故を起こすと、不注意等によって事故を起こすということは市民の側からも厳しく指摘される性質のことでもあるわけでありまして十分ひとつ車の運行にはきちんと法規を守ることはもちろんのこと、事故を起こさないというのを内部に徹底をさせなきゃならないというふうに感じております。個人的な責任ということにつきましても一応は何とないまじょうか始末書という程度のことになっておりますけれども、場合によりましては精神の引き締めのためにもある程度の処分措置は行なわなければならない場合があるであろうというふうに考えておりました、担当者においてそれを十分基準をつけるようにというのを現在進めておる状況でございます。したがって第一の願目でなければならぬというふうに考えております。

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君） 私のほうの不始末から、

とマッチしないのかもしれませんが、お聞きしたいことはまず庁用車の各部課にある車の責任者は明確になっているのかどうか。それからその車を運転する運転担当者はそれぞれ車ごとにきめられているのかどうか。もちろんこれは各部課の車でですから単数というわけにいかないと思いますが、複数であれば運転担当者はきめられているのかどうか。それからもう一点は車そのものに対する任意保険対人対物そういったものは各車ごとに入っておられるのでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（大下 博君） 高橋通夫君合わせて質問どうぞ。

○十九番（高橋通夫君） 事故はやむを得ないと思いますがけれども、このそうした時点において、市の職員が正格にこの交通法規を守っていたかどうかと。

○議長（大下 博君） ただいまの御三名に対して一括答弁をお願いいたします。市長。

○市長（森田喜美男君） 私からお答えすべき部分につきましてお答えをいたします。庁用車が能率向上のために相当数、やっぱりあるわけであります。私もちょっとどうかと思うほど事故の発生を感じております。そこで職員の車の運行に対します気持の引き締めということも必要だと思ひまして、それらにつきましての庁内に対する担当責任者からの各部に對

こういう事故を起こしたことについては責任者として十分反省をいたしております。これは四十九年でございまして、四十七年は誤まりです。この事故の発生した状況は一班編成三人で班長がおりまして、そして補修車で作業中そのきまつております運転手が班長に無断で勝手にバックしたために事故を起こしたと、こういう状況でありますので、これらにつきましては十分私どものほうで注意をし、そのようなことのないように戒めております。なおこういう作業車についてはいわゆる指名した運転士がおります。しかしその他のたとえばジープあるいは連絡車、こういうものについては市の職員のほとんどが免許をもっておりまして、その出先において事故が起った場合には、はたして誰が責任を負うのか。建設部については区画部の部は部なりに部長が最高責任を負うと。したがってその下の課長なり係長はいわゆる行き先について、それから氏名についても明確にするとこういうふうな態勢をもっております。なお損害賠償等の問題については対人対物、これらについては全部一括総務部のほうで契約されているというふうなことであります。

○議長（大下 博君） 今一点、総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君） お答えします。庁用車にはそれぞれ責任者をつけております。次が担当者ですが、それぞれきめてありますけれども、その中ではやはり常時その運転を業とする者以外に共用車と申しますか、そういうようなの

で担当者はきめてありますけれども、事務途中でそれぞれの担当職員は免許証をもっておりますので、こういうようなことで便宜上その職員に当てる場合もあります。しかし担当者はきめております。車の任意保険ですが、これは全車両加入をしております。さらに交通法規等の関係ですが、これらについては春秋の講習があります。これらについては特別に市の職員については市でそれぞれのグループをもってありますので、その方がお世話役で講習を特別に警察から受けております。さらには、安全管理者というものを事業所には設置しろということで設置をしてあります。これも仕事の権限であって、車両は多ございます。そこでその職責が十分果せないというような現状であります。でき得ればそろそろ市にもそれだけの車両があれば責任者はそれぞれの場所を巡回をして、そして朝に夕に注意を喚起し、事故の防止につとめなければなりませんけれども、その責任を負うた安全管理者がいるわけですから、十分にその職務が果たせない現状であります。しかし安全対策課のそれぞれバス、あるいはハイヤー等の運転者につきましては今のところ八名おりますが、それらのものについては最近事故はございません。ただ多くは土木関係で毎日行事をする、あるいは教育委員会あるいは学校の職員、あるいは衛生処理場の職員というような細分事故になっております。これらの出先の、出先と申しますと失礼でございますが、直接、市庁用車を管理している安全対策

○十九番（高橋通夫君）

事故の時にやった人が、まちがってやっていたのか、交通法規にのっとってあったかどうか、その点を守られていたかどうか。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）

この議案に關する事故については明らかに運転手のいわゆる身がってな行為である。したがって班長があり、次の現場に行く場合にはバックについては監視がつくわけです。いわゆる片方作業している、運転手はバックした、非常に職員としてはまずい行為なので嚴重に戒めているということですから、この事故を契機にしてさらに反省をして今後事故のないように指導したいと思ひます。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

市長のあれを確認したいんですが、今のバックしたあれはわずかな問題ですけど、交通法規は非常によくというんですか、よくできていて事故が起きれば犯罪が構成することになっているわけですね。注意義務違反だと思ひますが、警察の処置はそれをどういうふうに扱ったか分かりませんが、ただ市の内部でこれに対する始末書を書くということも程度の差はあると思いますが、もし大きな問題に對してはどうするかということは市長の答弁がはっきりしないので確認したいんですが、これからそういう内部規定を作ろう

課以外の課に多いようですから、特にこれらにつきましてはその最高の責任者には十分注意を喚起していただきたいと思ひます。さらに事故等があります、あるいは年度の初めとか、あるいは暑さに向かうとか、いろいろな場面には時折私どもも文書を作りまして、配布等を行なつて注意を喚起をいたしております。

○議長（大下 博君）

そのほかに質疑がありましたら、滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

今、市長の答弁の中で、精神の引き締めをしているんだというような非常にけっこうなお話を承つて、具体的に精神の引き締めというのは具体的にどういうことを言っているのか。具体的にお願いしますと思ひます。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

具体的に申しますと、いわゆる部長からそういう訓示をさせる。それから文書をもって通知を出す、なおこれを継続的にやらなければならぬ件もありますし、それから一つにはある程度の責任といひますか、そういう形をやはりつくらなければならぬということを考えておることもその一つであるわけでありまして、以上です。

○議長（大下 博君）

島村議員よろしいですか。

（二十九番「あとで意見のほうで」）高橋通夫君。

というんでしょうが、あるいは作業を始めているのかどうか一つ。それからもう一つ大きな問題になるのは、なりそうなのは自家用の車で公務に出る場合があるわけですが、こうなりますと公務である場合はその使用者、責任者、すなわち市長、市であります。こちらのほうに責任があるか、自家用の場合はきわめてむずかしいので、それはどういうふうにやらせているか。あるいは自家用車でもって公務の事故を起こした場合にどういうふうに扱おうとしているのか、その辺のこと。決まっていなければ将来の問題として考えていただきたいし、決まっていなければそれを示していただきたい。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）

個人車を庁用のために運転して事故が起った場合の処置、その前に三、四年前までは非常に庁用車量が少なかったわけです。そういう時代がありました。その時にはやむを得ず個人車を公用のために使いました。そこでその当時は非常に心配したのが今申されたとおり、それぞれの管理、監督者は苦しんだわけですが、最近はその車もかなりの程度必要に応じた車両が配車されております。そういうようなことで特別な場合を除く個人の車は使用しておりません。使用してはいけないということをやっております。したがって個人の車はほとんど使っておりません。まま使つて事故が起つた場合はどうかというと、やはりこれに対する処

置は特別できません。したがって個人の車を使った場合には個人が負担をするんだと、これが原則なんだということで進めておりますので、最近におきましてはあまり個人車の庁用のため事故は起きておりません。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公務の中の個人的な責任と

いうことにつきましては公務員としての一つの責任があるわけでありまして、たとえば私が就任いたしましたして、こういう事件に遭遇しました例としましては、かつての高幡街道路上の水道部の工事関係のことで、つまり刑事責任といいたしうか、人身事故に伴う責任の問われることがございまして、そのことにつきまして補償を行なうことによって和解が整ったわけでございますが、それに伴いまして二名の当時の水道部職員も訓告を行なったという例がございました。その後同じく人身事故が昨年一件あるわけでございまして、これにつきましても何らかのそういう処分、処置といひますか、そういうものを行なわなければならぬということに遭遇してあるわけでありまして、それらのことを含めまして職員課並びに総務部を中心といたしまして他市の状況等も十分検討いたしまして、一つのやはり内部責任の義務の明確化、あるいは処分の明確化ということをやらなければならぬということを担当のほうに指示をしております、まだできあがっておりませんけれども、そういう状況で

あるということを申し上げたいと思います。

○議長（大下 博君） よろしいですか。ほかにありませんか。なければ質疑を終結いたします。特にこの際御意見を発言しておきたいという方、挙手願います。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君） 特にというほどのことではございませんけれども、さきほど意見と申し上げたもんですから、行き掛かり上申し上げます。さきほど私質問しましたのも事故を起こしてしまった当事者が責任が云々ということ言ったところでしょせんは後の祭りです、やはりこういう庁用車をたくさん持っているところでは、どうしてもそういった事故が起きがちである、特に市長がさきほど答弁で言われてましたように、市の職員が事故を起こすということは、一般のものが起こしても問題ですけれども、特にまた問題が大きいだろうと思うんです。しかも交通事故というのは特に人身事故にいたっては、やられたほうも、あるいはぶつかったほうも一生棒に振ってしまふようなことになりがちです、そういう意味で何とかやはり市として抜本的な対策を立てて、事故が起きないようにという意味合いでこのような対策を立てる必要があるだろうということ、さきほど二、三点の質問をしたんです。若干答弁の中で解明されたところもありますけれども、あるいはまた答弁の中でどうもはつきりしていないんじゃないかというような部分もございました。したがって早急に今の市長の答弁

でありましたように、早急にこのような基本的な事前策といひますか、事故が起きないための事前策といふものを作っていた、さきほど申し上げた責任者といふのはもちろん庁用車ですから、だれが車のあんばいを見るのか、だれが車のぐあいをチェックするのか、その辺を明確にしなければいけませんし、そういったルールの責任者がはっきり決められていけば責任者の方が責任を持って定期検査に出すなりして車の調子をみておく。あるいは担当者、もちろんこれは専用車でなければ特定の運転手を決めておくわけにいかないと思いますので運転手は複数でいいけれども、ただ複数でも運転免許を持っているからだれでもいいんだということじゃなくて、やはり特定の各部課の中で登録をした上で、だれとだれだというふうに決めて運転の確かなものに運転をさせると、これは運転免許を持っていたって私のように非常に未熟なものもありますし、かなりうまい人もいるわけですから、ひとつその辺は運転免許を持っているからだれでもいいんだというじゃなくて、必ず登録した運転手だけが、運転を登録している、きちんとした上でひとつ二度とこういう事故が起きないように事前策を、万全の策を講じていただきたい、かようにお願いしております。

○議長（大下 博君） ほかに御意見ありませんか。

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） たいへん残酷なことを言っ

て恐縮でありますけれども、信賞必罰ということは大切なことだと思ふんです。罰則ということばは適当でないかもしれませんが、内部規定はきちっとしておいて、それによって各人がみんな子供ではありませんから、そういう規定のもとに自分で自覚してやることも一つの方法だろうと思ふんです。したがってその信賞必罰の基本的な規定をきちっとしておいて、なかなかむずかしい作業でありましようけれども、ほかに例もないことではありませんし、いわゆる懲戒規定というんですか、その懲戒が必ずしも、その適用が必ずしもその場合に必罰百戒の功を奏するかどうか、それはそのケース・バイ・ケースだと思ふんですが、その規定はもうすでに私の知っている範囲においても十年來の懸案であつたと思ひます。したがってこの作業は職員の気持ちを引き締める上においても、この作業は急速に進められたいと思ひます。

○議長（大下 博君） これをもって意見を終結いたします。これをもって報告第八号日野市日野七七四番地先市立第四小学校前中央高速道路側道内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和四十九

年第二回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後五時十四分 閉会

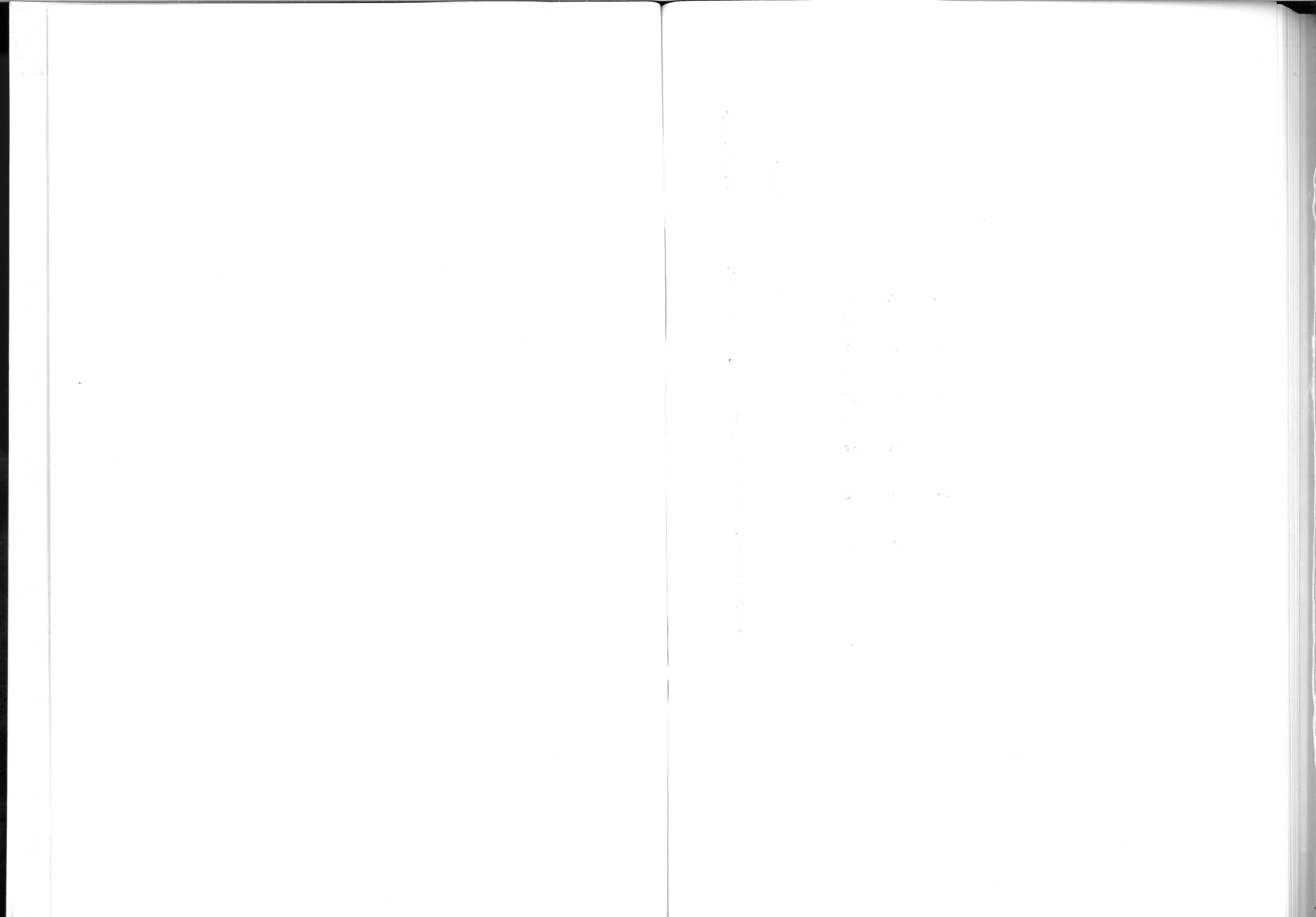
右会議の次第は、書記の記載したものであり、その内容が正確であることを証しここに署名する。

昭和四十九年 月 日

日野市議会議長 大下 博

著 名 議 員 板垣 正 男

署 名 議 員 林 重 義



次に記した日までに返して下さい。

50. 5. 6

50. 5. 21

50. 5. 31

お問合せ・ご連絡は

中央図書館}	電話代	81-7354
ひまわり号}		
多摩平児童図書館	電話	81-4744
高幡図書館	電話呼	91-0493
福祉センター図書館	電話呼	82-2329
社会教育センター図書館	電話呼	82-3136
平山児童図書館	電話呼	91-3773
百草台児童図書館	電話呼	91-7001

内図M-31-8(80×120)上45

庁内印刷

A15451

日野市議会会議録

第2回臨時会

5277149

日野市立図書館
☎042-581-7354



5277149